

確認申請時の処理方法について(お知らせ)

建築主の皆様へ

北九州市都市戦略局開発指導課

建築確認申請において、申請に係る計画が都市計画法の規定に適合していることを証する書面が必要となる場合があります。

このため、以下に該当する場合又は該当するおそれがある場合は、建築確認申請前に都市計画法に係る「適合証明書」の交付申請をしてください。

都市計画法に適合しているものについては、適合証明書(1通につき470円)を交付しています。

計画内容によっては事前に開発許可、建築許可等が必要となる場合があります。

なお、郵送による申請の受付は行っておりませんので、当課の窓口までお越しいただくか、北九州市電子申請サービス(Graffer)をご利用ください。

適合証明が必要な場合

規制事項	根拠法令等	備考
市街化区域内で 1,000㎡以上	都市計画法 第29条第1項 第29条第2項 第35条の2第1項 第41条第2項 第42条 第43条第1項	(注1) 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築、又は移転である場合は、適合証明の添付が不要となることがありますので、ご相談下さい。
市街化調整区域内		(注2) 市街化調整区域内で工作物(擁壁)を設置する場合の確認申請には適合証明が必要です。

※適合証明書交付申請書の様式は、北九州市のホームページからダウンロードできます。

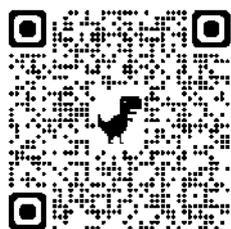
トップページ > 市政情報 > まちづくり > 開発・整備事業 > 適合証明書の交付
> 申請に必要な書類・様式のダウンロード

電子申請を行う場合

<北九州市電子申請サービスのアドレス>

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/tosikeikaku-TekigoShomeisho>

<二次元バーコード>



- 事前相談番号の入力が必須です。
申請前に窓口で事前協議を行い、相談番号を取得してください。
- 電子申請は、24時間可能です。
- 申請確認後に利用登録時に設定されたメールアドレスへ受付状況のお知らせが自動送信されます。
- 処理完了メールが届くまで、手続きは完了していません。
- 手数料の支払いと適合証明書の受け取りは、ご来庁のうえお手続きください。

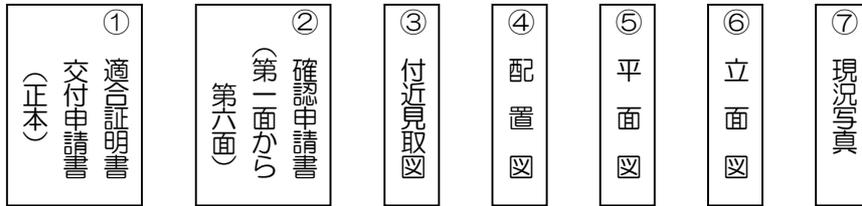
申請に必要な書類や明示事項は裏面に記載しております。⇒ ご確認ください

都市計画法に係る

適合証明書の交付申請に必要な書類

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項及び備考	部数
1	適合証明書交付申請書		正本（電子申請の場合は不要）	1部
2	確認申請書類		第1面から6面まで	1部
3		確認申請書		
4		附近見取図		
5		配置図	1/500以上	
6	平面図	1/200以上	建築面積、延べ面積、建蔽率、容積率	
7	立面図	1/200以上	高さ	
7	現況写真（全景）		宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域は、 擁壁の状況が分かるもの。	1部

下記のとおりそろえて提出して下さい。



証明書の交付

審査に5営業日程度、申請から交付まで7日程度を要します。

適合証明書は表面に所要の記載をし、裏面に都市計画法の該当事項及び特記事項を付けて交付します。

なお、適合証明書の記載内容および「特記事項」の内容に係る変更が生じたときは、再交付等の手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

※ 電子申請の開始に伴い、配置図等に押印していた確認印は省略します。

■問い合わせ先

北九州市小倉北区内1番1号 市庁舎13階 北九州市都市鞆路局計画部開発指導課
電話 093-582-2644 FAX 093-582-2503